

## 議案第3号

南房総市犯罪被害者等支援条例の制定について  
南房総市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石井 裕

## 南房総市犯罪被害者等支援条例

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道関係者による過度な取材又は報道等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者又はその関係者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (5) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 市民等 市民、市内に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は市内において

活動を行う団体をいう。

(7) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。

(8) 関係機関等 国、千葉県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、二次的被害及び再被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等各々が自分らしい日常生活及び社会生活を営めるよう、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。

5 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的

被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解促進)

第8条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、その生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等（当該犯罪等が行われた時に市民であった者に限る。）に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(転居費用の助成)

第10条 市は、前条の規定による見舞金の支給を受けることができる者が、当該犯罪等の被害を受けたことにより当該犯罪等の被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難となり、転居しなければならなくなったときは、規則で定めるところにより、当該犯罪被害者等に対し、当該転居（最初の転居に限る。）に要した費用の一部を助成するものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第9条及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。